



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 J I E C
代表者名 代表取締役社長 山本 裕文
(コード番号4291 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 佐藤 隆
(Tel. 03-5326-3331)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月23日開催予定の第32回定時株主総会（以下、同株主総会）に、監査等委員会設置会社への移行を目的とした定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に伴う役員体制につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますので、ご参照願います。

記

1. 移行の目的

経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行するものです。

2. 移行の時期

同株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的・概要

上記「1. 移行の目的」のとおり、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部について所要の変更を行うものです。

(2) 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <条文省略> <新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p>	<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. <条文省略></p> <p>(取締役会招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会招集通知は、会日の少なくとも 3 日前に各取締役及び各監査役に対しこれを発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、前項の通知を省略することができる。</p> <p><新設></p> <p>第 25 条～第 26 条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><新設></p> <p>第 28 条 <条文省略></p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役及び補欠監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を</u></p>	<p>2. <現行どおり></p> <p>(取締役会招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会招集通知は、会日の少なくとも 3 日前に各取締役に対しこれを発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意がある場合は、前項の通知を省略することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 30 条 <現行どおり></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、法令又は定款で定める事項のほか、監査役の業務執行に関する主要事項を協議し決定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも 3 日前に発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の全員の同意がある場合は、前項の通知を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u><削除></u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の少なくとも 3 日前に発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意がある場合は、前項の通知を省略することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第 38 条</u>～<u>第 41 条</u> <条文省略></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>第 35 条</u>～<u>第 38 条</u> <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>附則</u> <u>第 32 回定時株主総会</u>終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。</p>

以 上